

私立中高一貫教育に関する一考察

—私立中高一貫教育研究委員会編『私立学校における
中学校高等学校の一貫教育』(1973年)を中心には—

鈴木円

A Study on a Unified Lower and Upper Secondary Education System
of Private Schools in Japan

—Focused on the Report by Research Council of Unified Lower and Upper Secondary
Education System of Private Schools in 1973—

Madoka Suzuki

Abstract

In 1972, the Japan Private High School Federation received a request from the Education Ministry to do research on the consistency of the secondary school education system. In response to this request, the Federation founded the Research Council of a Unified Lower and Upper Secondary Education System of Private Schools in 1972, and the Council submitted a report in 1973.

This report was the vanguard of this kind of research, because this report brought out essential points in this kind of education system. According to the report, private schools endeavored to maintain their own specific education philosophy and the consistency of secondary education that secondary schools under the old system of education had. Therefore, private schools can enjoy the educational benefits brought about by their school ethos.

It will be necessary to learn from these characteristics of private schools in order that newly established public unified secondary education schools may develop further.

はじめに

中高一貫教育は、1997（平成9）年6月の中央教育審議会答申を踏まえて、1999（平成11）年4月から制度化され、全国で500校程度の中高一貫校の設置を目指し整備が進められつつある。現在の中高一貫教育の制度化に直接つながる動きを歴史的にさかのぼってみれば、中央教育審議会の「後期中等教育の拡充整備について（第20回答申（1966（昭和41）年10月31日））」において、「中等教育を一貫して行なうため、6年制の中等教育機関の設置についても検討する必要がある」とされたこと、さらに「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（第22回答申（1971（昭和46）年6月11日））」（以下「46答申」と略記）において、「先導的試行」として着手されるべきものとして、「中等教育が中学校と高等学校とに分割されていることに伴う問題を解決するため、これらを一貫した学校として教育を行い、幅広い資質と関心をもつ生徒の多様なコース別、能力別の教育を教育指導によって円滑かつ効果的に行うこと」があげられたことが、その端緒であると考えてよい。¹⁾

この46答申に基づいて、文部省が私立中学高等学校連合会に対して中高一貫教育に関する研究調査を委嘱した。この委嘱を受けて、私立中学高等学校連合会は「私立中高一貫教育研究委員会」を発足させ、同委員会は「中高一貫教育における指導の実際とその効果について」を研究テーマとして6か月間研究に取り組み、『私立学校における中学校高等学校の一貫教育』(以下、『一貫教育』と略記)という報告書を発行した。

本稿は、私立中高一貫教育研究委員会の最初の報告書である『私立学校における中学校高等学校の一貫教育』(1973年)を検討することを通して、私立学校が中高一貫教育という概念の生まれた最初期の段階で中高一貫教育をどう捉えていたかを中心に、理念的な側面から私立中高一貫教育の本質の一端を明らかにすることを目的とする。

I. 私立中高一貫教育研究委員会と『一貫教育』

私立中高一貫教育研究委員会は、1972(昭和47)年9月29日、文部省から中高一貫教育についての研究調査委嘱を受けて、日本私立中学高等学校連合会のなかに構成された。委員長を、昭和女子大学附属昭和中学校・高等学校長の人見楠郎、副委員長を桐朋女子中学校・高等学校長の生江義男とする14名の委員からなる委員会である。²⁾ 文部省から委嘱された研究テーマは、「中高一貫教育における指導の実際とその効果について」であった。報告書提出期限までわずか6か月という時間的制約のため、研究推進の柱を1972(昭和47)年11月23日に行われた全国の中高一貫教育を実施する私学関係者による会合(78名参加)における意見交換と、研究テーマについての中学校を併設する全私立高等学校長対象のアンケート調査(1973(昭和48)年2月中旬回答期限)とのふたつに置いた。³⁾ そして、その結果をもとに、1973(昭和48)年4月10日に報告書『私立学校における中学校高等学校の一貫教育』を発行した。⁴⁾ その後、私立中高一貫教育研究委員会は、1973(昭和48)年、1974(昭和49)年にも文部省からの研究委嘱を受け、それぞれ報告書『私立学校における中高一貫教育のための教育課程』(1974年)、『私立学校における中学校高等学校の一貫教育(その2)』(1975年)を発行した。この私立中高一貫教育研究委員会の中高一貫教育に関する一連の研究が、私立学校における組織的な中高一貫教育研究の先駆けとなっている。

II. 『一貫教育』の構成

『一貫教育』はB5判35頁の報告書である。私立中学校の問題から説き起こし、教育課程上の問題、学習指導上の問題、生活指導上の問題、経営管理の問題という学校経営全般にわたって、私立中学校を併設する私立高等学校の現状分析を行い、あわせて今後の中高一貫教育と私立学校振興に関する提言を行っている。報告書の構成は、以下の通りである。

序言

第1章 中学校高等学校一貫教育を実施している私立学校の概要

1. 戦後25年間における私立中学校の推移
2. 中・高一貫教育の総括的問題について

第2章 教育課程における各教科の指導の効率性

1. 総合一貫教育課程について

2. 部分の一貫教育課程について
 - A. 国語
 - B. 社会
 - C. 数学
 - D. 理科
 - E. 外国語（英語）
 - F. その他の教科・科目
3. 中・高一貫教育課程の長所と短所
4. 中・高一貫教育課程が当面している問題点
5. 一貫教育課程の編成を阻害する要因

第3章 一貫教育における学習指導とその効果

1. 一貫教育のねらい
2. 入学当初とその後の追跡調査
3. 学習を通しての態度・成果・特性などの実例
4. 学習指導関係諸事項の検討

第4章 生活指導面における一貫教育

1. 長期指導の必要性
2. 長期観察の効果
3. 中・高一貫の生活組織
4. 豊かな心情の育成について
5. 教員が中学校と高校にまたがって担任を持ち上がることについて

第5章 経営管理の実態に触れて

1. 人事と施設について
2. 指導の区分について
3. 義務教育費無償の原則について

III. 『一貫教育』の提起するもの

『一貫教育』が中高一貫教育をどのように捉え、どのような理念的な価値づけを行っているか、それが中高一貫教育を考える上でどのような問題を提起しているかについて、『一貫教育』の記述にしたがって考察してみたい。

A. 私立中学校の状況

『一貫教育』は第1章において、私立中学校高等学校連合会の調査などをもとに戦後25年間の私立中学校の推移を示し、私立中学校が危機に瀕していると述べる。私立中学校（全日制中等学校）と公立中学校（全日制中等学校）の比率を1947（昭和22）年と1972（昭和47）年段階で比較し、1947（昭和22）年に学校数では、私立1に対して公立2.7の割合であったものが、1972（昭和47）年には、私立1に対して公立17.9になっており、おなじく生徒数では、私立1に対して公立2.9の割合であったものが、私立1に対して公立30.5になっていることを指摘している。そして、中学校の比率が、大きく公立優位に傾いた原因是、「中学校は義務教育であるから公立学校において子弟を教育すべきものとなった」という世間の考え方のためであるとしている。さらに、この考え方を導いた原因として、1941（昭和16）年に公布された国民学校令において、私立学校が国民学校と同じ範疇には含まれ

なかったことが戦後になっても影響を残し、1947（昭和22）年にはじまる新学制においても、「教育行政関係者も一般教員も、あるいは私立学校の責任者までが、小学校と同様に義務教育に指定された新制中学校は、公立学校であることが最前提であるという考え方立っていた」こと、また、教育基本法によって私立中学校も義務教育学校として認められたにもかかわらず、1952（昭和27）年の義務教育費国庫負担法が公立学校に限定されたものであったこと、さらに、昭和30年代後半の中学校生徒激減期に「公立中学校の維持と公立教員の減員阻止」のため公立小学校から私立中学校へ進学させない動きが活発化したことをあげている。義務教育無償原則が適用され、しかも公費助成が受けられないという経済的窮地に立たされた私立中学校は年々廃校・休校の途をたどることになったと述べている。⁵⁾

『一貫教育』は、戦後新学制のもとで私立学校が公立学校と同じく公教育をなう立場になったにもかかわらず教育行政によって窮地に立たされた私立中学校の姿を明らかにすることで、私立学校に対する教育行政の扱いの是正を促している。

B. 「中等教育」に対する考え方

『一貫教育』は、先に述べた私立学校の衰退の原因が理念的には、「新制中学校は義務教育の完成を担当する、即ち小学校6年の上に付随する3年間の中学校であるという考え方立つられて、中等教育の前期を受け持つものという本質的理解を見失った」⁶⁾ためであると指摘している。ここから、『一貫教育』は、中高一貫教育を支える理論的枠組みとしての「中等教育」という概念に対する解釈を導き出していくのである。

現在の6・3・3・4制のもとでは、中等教育は通常、前期と後期に区分されている。中学校が義務教育として普通教育を施す前期中等教育を担当し、高等学校が普通教育あるいは専門教育としての後期中等教育を担当することになっている。このような中等教育の概念は、わが国では戦後生まれたものである。歴史的にみれば、新制中学校の設置すなわち前期中等教育の成立は、アメリカ教育施設団報告書の以下の勧告に即応する。

われわれは、小学校に引き続いて三年間、すべての少年少女を対象に「下級中等学校」を設けることを勧める。そこでは、個々人の要求に応ずるために、必要な調整を加える余地を残して、基本的には万人に対して同一タイプのカリキュラムが用意されるべきである。その主要目的は、小学校とほぼ同じであるが、人格の発展、市民精神、社会生活に特に重点を置くべきである。この学校には、職業分野を開拓する性格をもったなんらかの機会が導入されるべきである。われわれは、この「下級中等学校」への就学を三年間の、あるいは十六歳までの義務とすることを勧める。⁷⁾

しかし、この動きはわが国の側でもこの勧告以前から検討されていたものであった。当時の教育刷新委員会の委員長を務めた南原繁によれば、「わが国において義務教育を八年に延長する議案は、すでに大正時代からあり、ついに昭和十六年三月、法令によってこれを制度化したが、戦時非常措置のために施行されずに終った。いまこれを実現するに当って、二年の独立の学校はさまざまの難点があり、むしろ六・三の体系が採用された」⁸⁾のである。いずれにしても、戦後の新学制における新制

中学校の設置については、義務教育の延長という視点が強調されており、義務教育の延長としての中等教育が新たに設けられたことを示している。そのために、中等教育が前期と後期に分かれる結果となったのである。このことは、義務教育としての新しい中等教育が従来の中等教育に付加されたのであって、旧制の中等教育が分断されたのではないことを示している。

これらのことから考えると、『一貫教育』が過ちであると指摘する「新制中学校は義務教育の完成を担当する、即ち小学校6年の上に付随する3年間の中学校という考え方」は、むしろ新学制に対する正しい理解であったということができる。ところが、『一貫教育』はあえて新制中学校の設置を、義務教育の延長と捉えるよりもむしろ、中等教育の分断と捉えるのである。そして、戦前の中等教育の枠組みが戦後の6・3制によって分断されたということを強調し、中等教育の本質的な一貫性を強く主張していく。『一貫教育』は、以下のように述べる。

教育課程の改善が行なわれる際に、その「改善の基本方針」の中で、毎回、必ず強調されるのが、「中学校教育と高等学校教育との間の適切な一貫性」である。しかし、そのことは、とりもなおさず、「一貫性」が今なお充分に解決していないことを雄弁に物語っているものである。

その原因については、いろいろと考えられるが、第一にあげられることは、現行の学校制度のもとにあっては、中学校と高等学校とが、それぞれ独立した教育機関として位置づけられており、それぞれの段階における完成教育をめざすものとされているからである。特に、中学校の場合は、小学校年間を含めた、「義務教育」の中に包摂されているものという観点が強く意識され、「前期中等教育機関」としての性格づけが希薄であったからである。⁹⁾

中等教育そのものの概念が新学制において変質しているにもかかわらず、中等教育の本質的な一貫性を強調する背景には、旧制時代に育んできた個々の私立学校における中等教育の理念あるいは教育資産を継承しようとする意識が、私立学校において強く働いていたことを示している。このような意識をもつ私立学校が、戦後の学制改革期にあって、旧制の中等学校や七年制高等学校における一貫した中等教育の理念を維持しようとして、新制高等学校に新制中学校を併設させる途を選んだことは想像に難くない。その意味では、公立新制中学校と私立の新制高等学校に併設された新制中学校とでは、中等教育に対する考え方方が根本のところで異なっていたと推察される。『一貫教育』のいう「中等教育」という言葉には、旧制中等学校がもっていた中等教育の概念、つまり「対象を中産階級以上の子女に限定したエリート教育」¹⁰⁾ の意味合いがなお色濃く残ることになっていくのである。

C. 私立中高一貫教育の成立

私立学校が、旧制中等学校のもつ中等教育の枠組みを維持しつつ新学制に移行したことは、必然的に新学制のもとでは中高一貫教育の萌芽となっていました。その背景には、さまざまな要因がある。

坂田仰らは、私立学校における中高一貫教育発展の理由として、「私立学校においては、新制中学校を高等学校に併設し、教職員は中学と高校を兼務するなど、柔軟な対応を探る学校が少なくなく、すでに戦後すぐの時期に、中高一貫校の先駆けとなった」こと、「新制高等学校の設置には、学区制・男女共学制・総合制という三原則が掲げられたが、私立学校はこの適用を受けなかったため、旧制中学校の流れを受け継ぎ、男女別学、中学校併設という場合が少なくなかった」ことをあげている。¹¹⁾

また、関下俊英は、「重要な青年期の教育が3・3に分断されたことに対する教育的危惧」と「在学年数の減少によって生じるであろう経営不安定化に対する危機感」を、私立学校は、「中学校と高等学校の併設によって解消でき、しかも、これによって公立学校との差とし、私学の特色とすることができる」ことから、「きわめて自然に、22年には中学校を発足させ、23年には引き続いて高等学校をスタートさせた」ために、「旧制中等学校の態勢とさして変ることなく、中学校と高等学校を渾然一体、あたかも一つの学校の如く運営」することができたとしている。¹²⁾

このように、戦後の学制改革期には、私立学校は、教育行政の私立学校に対する寛容さあるいは不干渉が幸いして、旧制中等学校の枠組みを最大限維持し、後に中高一貫教育と称されるようになる中等教育を実践することができたのである。ところが、その後、私立学校を取り巻く経営環境は厳しさを増し、『一貫教育』の時点では、実際に中高一貫教育を推進するための条件の整った学校は少数になったようである。『一貫教育』は、戦後学制改革以後の教育行政が私立学校の存在を無視して進められているとして、以下のように述べる。

明治の初期から70年間もかかって私立学校が積み上げて来た中学校段階の良き教育を、新しい学制に移行した途端に、私立中学校はその時点では皆無であったかのような行政力で私立学校の領域から奪い去っていったのは昭和22年4月であった。それ以来今日に到るまで、私立学校の存在には一切目をくれることなくすべての教育行政が推進され、最近に至っては、学校法人会計基準法によって、一貫教育を実施している私立学校の中高校の結びつきを分断させる如き悪条件を強いられているにも拘らず、それでもなお私立の中高一貫教育学校が全国に300校余りも活動を続けているという事実、憲法第26条に示された義務教育費無償の原則の適用からはずされて、公費助成の途は閉ざされているにも拘らず、過去25年間に約500万人の若者が私立中学校を求めて学んでいた（現在は年間約14.7万人）という事実は何を物語っているか？そこで良い教育が行なわれているからに外ならないのではないか？¹³⁾

私立学校が中高一貫教育という理念と結びつくうえで、戦後学制改革当時は、寛容あるいは不干渉という意味で、私立学校にとってプラスの作用をした教育行政が、公費助成からの私立中学校の除外という意味では、私立学校にとって経営的にマイナスの作用をするようになったのである。そのような状況のなかで、戦後新学制の見直しの意味をもつ46答申の「先導的試行」の求める中学校・高等学校教育の一貫性が、私立学校が独自に行って一貫教育と合致することになる。そこで、『一貫教育』は、私立学校の旧制以来の伝統を保持する形で行われてきた中等教育を、新たに「中高一貫教育」として価値づけたのである。そして、私立学校が経営的困難にもかかわらず一貫教育を志向し続け、それが一定の評価を得ているという点に、『一貫教育』は私立学校の中高一貫教育の価値を見出し、教育効果という面から正当性を主張していくのである。

D. 私立中高一貫教育の教育的効果

『一貫教育』は、第2章以下で、私立中高一貫教育の教育的効果をさまざま面から明らかにしている。特筆すべき点は、『一貫教育』が中高一貫教育の長所だけでなく短所についても冷静に分析していることである。

以下、教育課程・学習指導・生活指導・経営管理の実態の諸点にわたって考察する。

1. 教育課程

『一貫教育』は、私立学校において行われている中高一貫教育の教育課程を、私立学校ならではのものと捉え、次のように述べる。

公立学校の場合には、中学校と高等学校とでは、原則として、設置者、所在場所などが異なるとともに、教員の人事交流も行なわれず、その待遇にも格差があり、それぞれの学校における教育内容についても、相互理解が十分であるとは言えない状態である。

したがって、わが国の公立学校における中等教育は、完全に分離された形態となっており、一貫した中等教育としての体系を維持しているとは言い難いのである。

しかしながら、私立学校の場合には、同一の設置者のもとに、中学校と高等学校とを併設していることが多い、幼稚園から大学に至るまでの全学校体系を網羅していることも、めずらしいことではないのである。このような私立学校の場合には、中学校と高等学校とを一貫する教育課程の編成が可能であり、それによって、るべき中等教育の体系を保持するとともに、学習指導要領によって定められている6か年間の教育内容の精選集約と再構成を通して、各教科の指導の効率化を発揮することができる。¹⁴⁾

このように、『一貫教育』は、中高一貫教育を行ううえでの公立学校の構造的欠陥を、中等教育の分断という視点から指摘し、私立学校のみが中高一貫教育を行う条件を備えていることを指摘している。

さらに、『一貫教育』は、私立学校の行っている中高一貫教育課程を、総合一貫教育課程と部分的一貫教育課程に分けて詳細に分析した上で、総括として中・高一貫教育課程の長所と短所について述べている。

A 長所

(ア) 特色ある教育目標を実現することが可能となり、教師と生徒、生徒相互、学校と家庭との間に相互理解と協調を生み出し、それらによって、建学の精神や伝統ある校風を維持、発展させることができる。

有効適切な一貫教育課程により、教育内容を整理し、むだや重複を避け、能率的、合理的な指導を行なうことができるようになる。

(イ) 高等学校進学のための受験準備教育が不要となり、全人教育が可能となるので、クラブ活動、学校行事なども活発となり、明朗なのびのびとした学校生活を送ることができる。

B 短所

(ア) 高等学校第1学年において、公立中学校からの新入学生を受け入れる学校の場合、併設中出身者との進度調整をどのように解決すべきか、その具体案の作成と実行の困難性がある。

(イ) 同一の人的・物的環境のもとに長期間在学するため、^{ノマド}墮性に陥ったり、清新の気を失つ

たりするなどの可能性があり、良い資質を十分に伸ばし得ない場合もある。

- (ウ) 高等学校進学が無試験となっている学校の場合には、刺激が薄らぐに従って勉学意識が衰え、中だるみの傾向が発生しがちである。
- (エ) むだのない教育課程が、場合によっては、負担過重となり、理解が不十分なまま進度を追う場合があり、学年が進むに従って学力差が拡大する傾向が顕著となる。¹⁵⁾

『一貫教育』のこの部分の特質を明らかにするために、時代は下るが、同じく中高一貫教育の利点と問題点をあげている中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）（1997（平成9）年6月26日）」¹⁶⁾と比較してみると、中教審答申が、制度的な面や長期間教育に付随する利点や問題点を概括的に述べているのに比べて、『一貫教育』は、「建学の精神や伝統ある校風」の「維持、発展」を重視していること、「全人教育」への志向が強いこと、いわゆる中だるみや学力差の拡大といった現場感覚に即した問題があげられていることがわかる。とりわけ、建学の精神や校風への言及は、私立学校が、中高一貫教育を単なる長期間教育という面から長所・短所を論じているのではないことを示している。つまり、私立学校独自の建学の精神や校風を身につけさせることができが生徒の健全な全人的成長のために必要であり、そのために一貫した理念のもとで中等教育を施すことが必要であると捉えているのである。中高一貫教育の一貫性とは、私立学校においては究極のところ教育理念の一貫性であり、一貫した教育理念のもとで一貫した中等教育を施すことが、青年期という疾風怒濤の時期を生きる生徒の成長にとって有効であるという信念が私立学校教育の根本にあるのである。

2. 学習指導

『一貫教育』は学習指導について、公立学校の教育が教育政策の規制を強く受けて画一的にならざるを得ないのに対して、「私立校は、各々建学の精神にのっとった理想をかけ将来、有能で個性的な社会人の育成を指向し、私学独自の家庭的な雰囲気の中で理想実現に努めている」としている。また、「中学・高校の6か年教育を通じて「有能で個性的な社会人」たらんとする私学魂をたたきこみ、全人格教育を果たそうとする私立校では、学習指導の面でも「望ましい学習環境の整備」をはかり、中・高一貫教育課程に基いて、基礎学力の充実をはかり、適性能力を啓発しようと積極的にとりくんで来ているのである」として、具体的に各校の取り組みについて検討を加えている。¹⁷⁾

また、学習指導面における弊害として、「見も知らぬ競争相手と闘うというような面がないために、特に中3でのんびりしそぎるとか、公立出身の受験生と比較して学力が伸びないといった意見がある」点を指摘している。ただ、この点については、広い意味での学習する能力という面では、「高校への受験勉強がないため、中学の時にのんびりしていて学力が低下したとは簡単にはいえない面も持っている。現に併設校と公立校からと両方の中学生の入ってくる学校では、高校に入ってからの学習の伸びは、前述のように併設中学からきた生徒のほうが良い」と一定の留保を示している。¹⁸⁾さらに、教育そのものの役割を次のように明らかにしている。

そもそも教育とは、無限の可能性をもつ人間の能力を総体的にどこまでも伸ばすことが大切である。教科指導を通じてのみ能力を伸ばすテスト主義的なものではなく、我々が生命とする人づく

りという難事業を、知的な内容を高くすることと関連性をもたせながら、6か年教育において深く進めていくことが一番重要な問題なのである。一貫教育学校の学習指導に於ては、がり勉の青白いエリートの養成ではなく、協調性ゆたかな深みのある人間を育成することが、多くの報告によって示されている。¹⁹⁾

ここでも、『一貫教育』は、私学独自の教育理念に基づく全人教育の有効性を示しているのである。短所として指摘されうる、いわゆる中だるみによって学力不振や学習意欲の低下が生じるとする意見に対しては、全人教育的な観点から学力観の変更を迫ることで、中だるみといわれる状態に積極的な意味を見出そうとしている。このことは、『一貫教育』の提言する中高一貫教育の教育観が、いわゆる大学受験などのための受験学力の育成という考え方の対極にあることを示している。

3. 生活指導

『一貫教育』は、生活指導面からも、「青年期の特質と、その指導について検討した場合に、公立学校における中学3年制、高校3年制の区切り方では、人間形成の教育目標を達成する指導を行なうことは困難であろう」²⁰⁾と述べ、生徒理解と適切な指導という面における中高一貫教育の有効性を指摘している。さらに、「生徒と教師の良好な人間関係の形成と生徒自身の人間形成にとって、長期間指導あるいは長期観察が有効であり、さらに「学校教育における人間関係を考察する場合に、教師と生徒とのかかわり合いと共に見落としてはならないものに、生徒相互、特に上級生と下級生の描く人間模様がある」として、中高一貫の6年間を通じた生活組織の活用の有効性について述べている。²¹⁾

そして、豊かな心情の育成について、次のように述べている。

さらに根本的に考えるならば、私立学校そのものは、本来的には「世の中に役立つ人材養成を目的とする」ものなのであるから、校是の基本には何等から理想が掲げられているものなのである。その理想が、学習にも生活にも、あらゆる時にあらゆる場面で生徒の思考や体験の中に取り込まれるように深く配慮されているものであり、それが中高6年間そっくりそのまま、あるいは大学受験に精を出している学校といえども少くとも4年ないしは5年以上は、学校生活の前面に提示されているものなのである。

従って、私立学校の真生命ともいるべき世界観から導き出された人生観・使命観が、まず第一番目に身辺の生活の中では、友人に対する奉仕とか協力性、母校に対する愛校心などの形で表現されており、それらの繰り返しが信頼された社会人を生み出して来ているのであろう。

しかしながら、6年間かかって固められた友情の結びつきが、青少年期の自我発見の過程において一步誤ると、学習放棄とか学校批判を出発点とした反体制的思想の根源となったり、実際行動に走り出したりする糸口となることも無きにしもあらずである。²²⁾

このように、『一貫教育』は、生活指導においても、単なる長期間教育が有効だというだけでなく、私立学校の教育理念のもとで生活指導することが生徒の人間形成にとって有効だと述べているのである。またそのことが、逆に青年期においては、学習放棄や学校批判の糸口となり得ることについても触れている。このことは、私立学校が独自の教育理念を掲げるかぎり必然的に生じる問題でもあり、

『一貫教育』が、私立学校の教育理念に基づく教育が必然的にもっている負の部分についても目配りを怠っていないことがわかる。

4. 経営管理

『一貫教育』は、最後に、経営管理の実態について論じている。

まず設備面について、「殆どすべての場合において高等学校の設置基準に合わせたものを中高双方で利用し合っているか、又は高校基準と同一の質量のものを用意している」ことに「公立中学校に見られないほど」の有効性を見出している。次に人事面については、中高間の「幅広い」人事交流が、学習効果を高めているとし、「同一教科の教材配当の適正処理とか、無駄を省いたり、重要教材の意識的繰り返しができる面」、「同一教科に所属する教員数や質が多くなることから来る、教科教育法などの研究が充実するといった面」における効果を認めている。その他、6か年をどのように区切るかという指導の区分の工夫、さらに家庭と学校の関係について論じた後、最後に義務教育費無償原則から私立学校が排除されることにより私立中学校が窮地に立たされていることを改めて指摘し、次の文章で締めくくっている。²³⁾

公立学校が多いから公立学校が優秀な教育効果を挙げているというのではない。国立の教育実験学校が果たすべき先導的役割を自らの努力において果たし、立派な成果を示して来ていた私立学校が、全国に多数散在しているのである。換言すれば、中高のアンバランスによる経営の困難に屈することなく、あえて一貫教育の実をあげようと努力している私学によって、将来に国公私立学校がとるべき多くの教育的効果の方向を実証しているのである。更に換言するならば、他日、この貴重な経験を土台として、中学・高校の正常なバランスが実現される時が来れば、これまでに指摘された、一貫教育に於ける困難と欠陥との大部分は解決されると言っても過言ではないと、確信するものである。²⁴⁾

『一貫教育』の記述は、私立学校が行ってきた中高一貫教育の教育的効果を指し示しながら、私立学校が、46答申にいう「先導的試行」の役割を担って、すでに教育的効果を実証し得ていることを背景に、教育行政の私立学校教育に対する無理解を是正したいという願望に裏打ちされたものなのである。『一貫教育』はここで、私立学校がより円滑に中高一貫教育を運営できる条件を整えてほしいと教育行政に訴えているのである。その意味では、『一貫教育』は、公立学校でも可能な中高一貫教育の形を示したというよりも、むしろ私立学校でなければできない実践を価値ある中高一貫教育のあり方の実例として指し示し、それを国公私立学校がめざすべき方向性に敷衍して述べていると考えられる。

まとめと今後の課題

『一貫教育』の記述をもとに、中高一貫教育についてさまざまな点から考察を加えてきたが、まとめとして、『一貫教育』の描く私立中高一貫教育の特質について振り返ってみたい。

私立学校の中高一貫教育は、戦後新学制のもとで、旧制中等学校の伝統を継承し旧来の中等教育の教育体系を維持するために、新制高等学校に新制中学校を併設する形をとつて行われてきた教育のあ

り方がその基になっている。その意味で、私立中高一貫教育は、純粹に教育効果という面から採用されてきた制度ではない。むしろ、私立学校が戦後の学制改革を乗り越えてその存在理由を担保するために採用した中等教育の枠組みであると考えられる。私立学校が、その建学の精神や校風を重んじるがゆえに保持しようとした一貫した中等教育は、一面では、戦後の教育行政の私立学校に対する態度に助けられて可能となったものであったが、教育行政の態度は後に、私立中学校に経営的な困難をもたらす結果となり、『一貫教育』当時には私立中学校の危機の原因ともなっていた。そのような状況下での46答申による「先導的試行」の提言は、戦後新学制に結果的に押しつぶされそうになっていた私立学校独自の中等教育に、中高一貫教育という新しい生命を吹き込むことになった。私立学校は、旧制中等学校の教育理念を継承しつつ独自に切り開いてきた、公立学校とは異なる戦後中等教育のあり方を、中等教育の一貫性という観点から追認されることになったのである。

私立学校は、すべてその私立学校のもつ教育理念や建学の精神に対する、私立学校を構成する人々の共感に根本のところでは支えられているのであり、その共感を失ったところでは、私立学校の運営はできないということに、私立学校教育の根本的な特質がある。『一貫教育』の主張する中高一貫教育のさまざまな面での教育的効果もまた、このような私立学校の特質を背景として論じられている。さらに中高一貫教育実践のなかで生じる欠点の多くも、これら私立学校の特質によって解決しうるものとされている。

歴史的にみれば、結局46答申による「学校体系の開発のための先導的試行」は当時、具体的な実施には至らず、²⁵⁾ 平成11(1999)年4月のいわゆる「選択的導入」としての制度化を待つことになった。現在整備が進められている公立中高一貫校、とりわけ中等教育学校での中高一貫教育は、『一貫教育』考察の視座からみれば、戦後新学制によって生み出された前期中等教育と、質を異にする後期中等教育を、再びひとつにまとめあげようとする試みであるということになる。おそらくは、そこに根本的な困難が立ちはだかっているであろう。さらに、私立学校が各々保持しているような、青年期の長期間教育の教育効果と密接に関係する、歴史的に鍛え上げられた理念的な部分を、いかに形成していくかが公立中等教育学校の今後の大きな課題となるであろう。

私立学校の経営的な必要性や、あるいは歴史的必然性から私立学校が採用し、各私立学校のなかで練磨されてきた教育制度こそが私立学校における中高一貫教育であり、個々の私立学校を離れては、中高一貫教育はあり得ない。それゆえ、本当は、中高一貫教育の教育効果を一般化して論じることはできないのである。そのことを十分視野に入れつつ、私立中高一貫教育の教育的価値を抽出しようとした『一貫教育』には、中高一貫教育の原点を探ろうとするとき、今なお読み返されるべき価値を蔵しているのである。

『一貫教育』以後の私立中高一貫教育研究委員会の研究の動向、及びその後の各私立学校における中高一貫教育の研究と実践を探り、私立学校の中高一貫教育の本質をさらに解明していくことが今後の課題である。

註

- 1) これに先立つ中高一貫教育の実践・研究の動きとしては、中央教育審議会「科学技術教育の振興方策について（第14回答申（昭和32（1957）年11月11日））による科学技術教育振興のための一貫教育への要請があり、東京都では1959年に東京都立世田谷工業高校付属中学校が開校されたが、1973年に廃校とな

っている。また、広島大学附属福山中・高等学校では、1962年に中高一貫教育の研究に着手し、1968年に『中・高一貫教育の研究と実践』を公刊している。

- 2) 私立中高一貫教育研究委員会『私立学校における中学校高等学校の一貫教育』(東京:日本私立中学高等学校連合会, 1973年)にあげられている私立中高一貫教育研究委員会のメンバーは、以下の通りである。

委員長 人見楠郎 (昭和女子大学付属中高校長)
副委員長 生江義男 (桐朋女子中高校長)
委員 飯島 武 (早稲田中高校長)
石橋 保 (日大第一中学校副校長)
岡本 肇 (静岡西遠女子中高校教諭)
小川 清 (立教女学院中高校長)
小畠政男 (日本私学教育研究所員)
高山政雄 (駒場東邦中高校長)
小林素三郎 (愛知淑徳中高校長)
清水 辛 (日本私立中学高等学校連合会事務局長)
鈴木満男 (明星学園中高校長)
久松英寿 (昭和学院中高校教諭)
棚橋嘉勝 (郁文館中高校副校長)
グスタフ・フォス (栄光学園中高校長)

他に、教育研究開発協力者会議委員として、鵜川昇 (桐蔭学園中高校長)、近藤武一 (金城学院中高校長)があげられている。

なお、この委員会の呼称であるが、同書本文中では、「私立中高一貫教育研究委員会」と称しているが、同書表紙には、「私立中高一貫教育研究会」と書かれている。この委員会に言及するその後の諸文献にも、ふたつの呼称が混在している。本稿では、「私立中高一貫教育研究委員会」という呼称に統一する。

- 3) 同書、序言.
4) 同書、35頁.
5) 同書、1-3頁.
6) 同書、2頁.
7) 村井実訳『アメリカ教育使節団報告書』講談社学術文庫253(東京:講談社, 1979年), 63-64頁.
8) 南原繁「日本における教育改革」(「現代の政治と思想—新しい歴史の転機に立って—」『南原繁著作集 第八巻』, 1973年, 222頁).

また、文部省『学制百年史』(記述編)(東京:帝国地方行政学会, 1972年), 720頁では、義務教育年限の延長についても、再三議題にのぼっており、事実昭和十六年の「国民学校令」では、義務教育年限の二年延長が規定され、十九年から実施を予定されていたが、戦争のためにその実施が延期せられていた経緯もあった。新制中学校の発足は、このような問題を一挙に解決することになったといえよう

と述べている。

- 9) 私立中高一貫教育研究委員会、前掲書、5頁.
10) 「中等教育」(項目執筆: 谷口琢男) 細谷俊夫他編『新教育学大事典』第5巻(東京:第一法規, 1990年), 191頁.
11) 坂田仰 他「私立中高一貫教育の総合的研究」『日本女子大学総合研究所紀要』第7号, 2004年, 8-9頁.
12) 関下俊英「私学における一貫教育の理念と実際」『日本私学教育研究所紀要』第21号(1)教育・経営篇, 1986年, 39頁.

- 13) 私立中高一貫教育研究委員会, 前掲書, 34 頁.
- 14) 同書, 5-6 頁.
- 15) 同書, 13 頁.
- 16) 中教審答申の原文は以下の通りである。

これまでになされた提言やそれに基づく調査研究, あるいは国公私立での中高一貫教育の状況を踏まえると, 中高一貫教育については, 次のような特色があると考えられる。まず, 中高一貫教育の利点としては, (a) 高等学校入学者選抜の影響を受けずにゆとりのある安定的な学校生活が送れること, (b) 6 年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき効果的な一貫した教育が可能となること, (c) 6 年間にわたり生徒を継続的に把握することにより生徒の個性を伸長したり, 優れた才能の発見がよりできること, (d) 中学 1 年生から高校 3 年生までの異年齢集団による活動が行えることにより, 社会性や豊かな人間性をより育成できることなどが挙げられる。一方, 問題点としては, (a) 制度の適切な運用が図られない場合には, 受験競争の低年齢化につながるおそれがあること, (b) 受験準備に偏した教育が行われるおそれがあること, (c) 小学校の卒業段階での進路選択は困難なこと, (d) 心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため学校運営に困難が生じる場合があること, (e) 生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより学習環境になじめない生徒が生じるおそれがあること, などが挙げられる。(中央教育審議会答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第二次答申)(1997(平成 9)年 6 月 26 日)」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/970606.htm#07 (検索日: 2007 年 3 月 30 日))

- 17) 私立中高一貫教育研究委員会, 前掲書, 15 頁.
- 18) 同書, 21 頁.
- 19) 同書, 22 頁.
- 20) 同書, 23 頁.
- 21) 同書, 25-26 頁.
- 22) 同書, 28 頁.
- 23) 同書, 32-34 頁.
- 24) 同書, 35 頁.
- 25) 文部省『学制百二十年史』(東京: ぎょうせい, 1992 年), 297 頁.

(すずき まどか 子ども教育学科)